

1. 事故発生の日時 令和元年5月24日(金) 8時55分頃

2. 事故発生の場所 橋本市

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：道路改良工事

工期：平成27年12月19日～令和元年10月24日

4. 請負業者名 県外建設業者

5. 事故発生状況

監視員通路に使用するL形のコンクリート二次製品（縦壁付き矩形水路）の搬入のため、クレーン装置付きトラックで現場に入場し、被災者が1人で荷卸しを行っていた。

二次製品をクレーンで吊り上げてトラックから地面に降ろした後、つま先側のつり具を外し忘れた状態で巻き上げ操作を行ったことで、かかと側にいた被災者に向かって二次製品が倒れたため、右足首を挟まれて負傷した。

○男性1名負傷 踵骨等の骨折

6. 事故原因

つり具が二次製品から外れていることを確認しないまま、二次製品が転倒する恐れのある危険な位置で巻き上げ操作を行ったため。

7. 改善対策

- ・ 確実な玉掛け、地切りの確認を行ったうえで、次作業に移るよう徹底する。
- ・ 2人で作業を行い、合図者、安全確認者を配置して作業の安全監視を行うとともに、クレーン合図を明確にする。
- ・ 資材形状を確認し、接触やはさまれ等の恐れがない安全な位置での作業を徹底する。
- ・ 資材納入業者を含む本現場に入場する関係者に新規入場者教育を行うとともに、作業開始前に必ず安全ミーティング及びKY活動を行い、現場状況、作業手順を周知し、不安全行動及びヒューマンエラーの防止を徹底する。